

電子記録移転有価証券表示権利等の法令上の整備に伴う 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正について

令和2年6月17日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

去る2019年6月7日、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が公布された（本年5月1日から施行）。

同改正法を受けて改正された「金融商品取引業等に関する内閣府令」において、ブロックチェーン等を用いて権利の記録・移転等が行われる有価証券を「電子記録移転有価証券表示権利等」と定義し、金融商品取引業者が取り扱う場合の届出等を規定している。

また、同じく同改正法を受けて改正された「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」において、金融商品取引業者等が顧客と電子記録移転有価証券表示権利等の取引を行うにあたっては、取引開始基準を定めること等が求められている。

これらを受け、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

- 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について
 - (1) 本協会の自主規制の対象となる有価証券のうち、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するものを「トークン化有価証券」と定義する。(第2条第10号)
 - (2) 協会が取引開始基準を定めなければならない取引に、トークン化有価証券の売買その他の取引を規定する。(第6条第1項第10号)
 - (3) 協会が顧客とトークン化有価証券の売買その他の取引の契約を初めて締結する際に、トークン化有価証券に関する重要な事項について理解しているか等を確認するための確認書を顧客から徴求することを規定する。(第8条第4項)
 - (4) その他所要の整備を図ることとする。(第5条第1項)

- 「協会の従業員に関する規則」の一部改正について
法令との整合性を取るため所要の整備を図ることとする（号ズレ対応）。
(第2条第6号イ)

- 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について
法令との整合性を取るため所要の整備を図ることとする（号ズレ対応）。
(第2条第1号)

III. 施行の時期

この改正は、令和2年7月1日から施行する。

IV. 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方」の一部改訂について

今般の規則改正においては、顧客と初めてトークン化有価証券の売買その他の取引の契約を初めて締結する場合、第8条の規定により、第3条第4項に規定する重要な事項の内容を理解していることを確認するための確認書を徴求することとしている。

これを受け、本協会では、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方」を改訂し、新たにトークン化有価証券に係る項目を新設のうえ、トークン化有価証券の「重要な事項」について明確化を行った。

トークン化有価証券は、価格変動リスクや信用リスク等の既存の有価証券と同様のリスクに加えて、権利の移転・記録に係る技術の不確実性及びプラットフォームに係る技術・運営の不確実性に対するリスクやトークン化有価証券の流出等のリスク等のトークン化有価証券特有のリスクが存在することから、これらのリスクについて「重要な事項」として顧客に十分に説明する必要がある。また、顧客と初めてトークン化有価証券の売買その他の取引の契約を初めて締結する場合に徴求する確認書には、これらのトークン化有価証券に係る「重要な事項」の内容を記載する必要がある。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

以 上

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和2年6月17日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～9 (現行どおり)</p> <p>10 <u>トークン化有価証券</u> <u>本条第1号に規定する有価証券のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等に該当するものをいう。</u></p> <p>(顧客カードの整備等)</p> <p>第5条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により、<u>金商業等府令第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、<u>金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。</u>)をいう。以下同じ。)を除く。以下第6条の2、第8条及び第10条において同じ。)について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</p> <p>1～10 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取引開始基準)</p> <p>第6条 協会員は、次の各号に掲げる取</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>1～9 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(顧客カードの整備等)</p> <p>第5条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により、<u>金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)</u>第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規定により、<u>金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。</u>)をいう。以下同じ。)を除く。以下第6条の2、第8条及び第10条において同じ。)について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</p> <p>1～10 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(取引開始基準)</p> <p>第6条 (同 左)</p>

新	旧
<p>引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。</p> <p>1～9 (現行どおり)</p> <p><u>10 トークン化有価証券の売買その他の取引 (顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)</u></p> <p><u>11 (現行どおり)</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(顧客からの確認書の徴求)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>4 協会員は、顧客とトークン化有価証券の売買その他の取引 (顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。) <u>の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が第 3 条第 4 項の重要な事項の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引に関する確認書を徴求するものとする。</u></p> <p>5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>1～9 (省 略) (新 設)</p> <p><u>10 (省 略)</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(顧客からの確認書の徴求)</p> <p>第 8 条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略) (新 設)</p> <p>4 (省 略)</p>

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

令和2年6月17日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 従業員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。)で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金商法第29条の2第1項第10号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。)に勤務する者</p> <p>ロ・ハ (現行どおり)</p> <p>7・8 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和2年7月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 (同 左)</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>6 (同 左)</p> <p>イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。)で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金商法第29条の2第1項第8号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。)に勤務する者</p> <p>ロ・ハ (省 略)</p> <p>7・8 (省 略)</p>

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

令和2年6月17日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 金融商品仲介行為 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第11項第1号から第3号までに掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあっては、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第16条の4第2項第1号イから<u>ニ</u>及び同項第2号に掲げる取引に係るものを除く。）をいう。</p> <p>2～16 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和2年7月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 （ 同 左 ）</p> <p>1 金融商品仲介行為 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第11項第1号から第3号までに掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあっては、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第16条の4第2項第1号イから<u>ハ</u>及び同項第2号に掲げる取引に係るものを除く。）をいう。</p> <p>2～16 （ 省 略 ）</p>



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

「電子記録移転有価証券表示権利等」に関する 自主規制での対応について

2020年6月17日
日本証券業協会

1. 電子記録移転有価証券表示権利等と日証協の自主規制の対象範囲

➤ 電子記録移転有価証券表示権利等

金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値【金商業等府令第1条第4項第17号、第6条の3】

監督指針において、顧客と電子記録移転有価証券表示権利等の売買等を行うにあたっては取引開始基準を適切に定める旨規定された【IV-3-5-2(1)②】

＜参考＞イメージ図

	振替機関を用いるもの	電子的に記録され電子情報処理組織を用いて移転する財産的価値に表示されているもの	
法2条2項柱書に規定する有価証券表示権利 (第1項有価証券)	<u>今回の法令等改正で影響はない</u>	A「電子記録移転有価証券表示権利等」	日証協
法2条2項各号の権利 (第2項有価証券)	(社振法上存在しない)	B 電子記録移転権利 (⇒第1項有価証券) C Bの適用除外 (府令) <small><流通性その他の事情を勘案></small>	

既存の第1項有価証券をトークンにしたもの(上記Aのうち、B及びCを除いたもの)は日証協の所管。

➤ 日証協における今後の対応予定

- ① 定款の改正: 日本STO協会等との所管範囲の整理(暗号資産関連店頭デリバティブ取引や電子記録移転権利に関する業務は本協会の所管ではない旨の明確化)
- ② 自主規制対応: 既存の第1項有価証券をトークンに表示したものに対する自主規制の対応

2. 自主規制での対応事項 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の改正

1. 規則改正

➤ 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等を以下のとおり改正する。

- ① 規則の対象となる有価証券(定款第3条第1号に規定する有価証券のうち、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するもの)を「トークン化有価証券」と定義する。(第2条第1項第10号)
- ② 取引開始基準を定める必要がある取引に、「トークン化有価証券の売買その他の取引」を追加する。(第6条第1項第10号)
- ③ 顧客と初めてトークン化有価証券の取引を行う際には、「重要な事項」を理解している旨等について確認を得るため、確認書を徴求することとする。(第8条第4項)

2. その他

- ④ 「重要な事項(※)」の説明に係るガイドラインの改訂
- ⑤ 契約締結前交付書面の参考様式の作成

(※)協会員は、有価証券の売買その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。【投資勧誘規則第3条第4項】

【参考】「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方」の改訂

- 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方」(ガイドライン)にトークン化有価証券の項を追加し、以下について規定

① 顧客に説明すべき「重要な事項」を明確化

(1) トークン化有価証券に用いられる技術等について

(例) 権利の移転等が振替機関により行われなかったことや、銘柄ごとに用いられる技術の内容が異なる場合があること等

(2) トークン化有価証券に用いられる技術等のリスク

(例) 権利の移転等に係る技術の不確実性及びプラットフォームに係る技術・運営の不確実性、流出等の「トークン化」に関するリスクがあること等

(3) 対象有価証券について(発行形態がトークン化有価証券であって、内容が既存の有価証券)

既存の有価証券の種類や取引に応じて適用される法令諸規則による規制等は同様に付されること

② 取引開始基準の考え方を明確化

トークン化有価証券の取引開始基準は、トークン化有価証券固有の仕組みやリスク等の理解度を考慮した基準であることが求められること等